

法制度等整備の課題について (内閣府宇宙戦略室)


平成26年10月6日

宇宙活動法について

宇宙基本法(平成20年8月施行)及び同法制定時の付帯決議において、法制整備を要請。

■宇宙基本法第35条:「政府は、宇宙活動に係る規制その他の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な事項等に関する法制の整備を総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならない。」

■宇宙基本法に対する付帯決議(参議院内閣委員会):「本法の施行後二年以内を目途に、宇宙開発利用に関する条約等に従い、宇宙活動に係る規制などに関する法制を整備するよう努めること。」

 これを受け、2008年、内閣官房宇宙開発戦略本部宇宙法制に係る検討WGが設置され、必要な事項について検討。2010年、「中間取りまとめ」を報告。
(※「中間取りまとめ」においてリモートセンシング法は検討されていない)

《宇宙活動法の整備の目的(※「中間取りまとめ」より)》

- ① 民間宇宙活動の時代に対応した国際約束の誠実な履行
- ② 公共の安全と被害者の保護の確保
- ③ 宇宙活動への参入促進等我が国宇宙産業の健全な発達推進
- ④ 国際社会における我が国の利益と整合した宇宙活動の推進

主な検討課題:

- 民間商業宇宙活動の健全な発展の在り方
 - 宇宙活動の定義(打ち上げ、衛星管理・帰還、射場管理等)
 - 国の許認可及び監督を行うために必要となる基準(技術基準、デブリ対策等)
 - 商業打ち上げによって起こされた損害について、被害者の保護の在り方、被害者への賠償に関する国と事業者の責任の適切な配分(欧米並みの第三者損害賠償制度の整備)
- 等

リモートセンシング法・データポリシーについて

リモートセンシング衛星の民間利用等を促進していくためには、国として衛星データ販売事業者等に求める画像データの取扱いに関するルール作り(データポリシー)が必要。

■宇宙基本計画:「リモートセンシングについては、(中略)衛星データ販売事業者等に係る規制事項や価格設定の在り方等の標準的なデータポリシーの在り方を検討する。」

《 近年の状況の進展 》

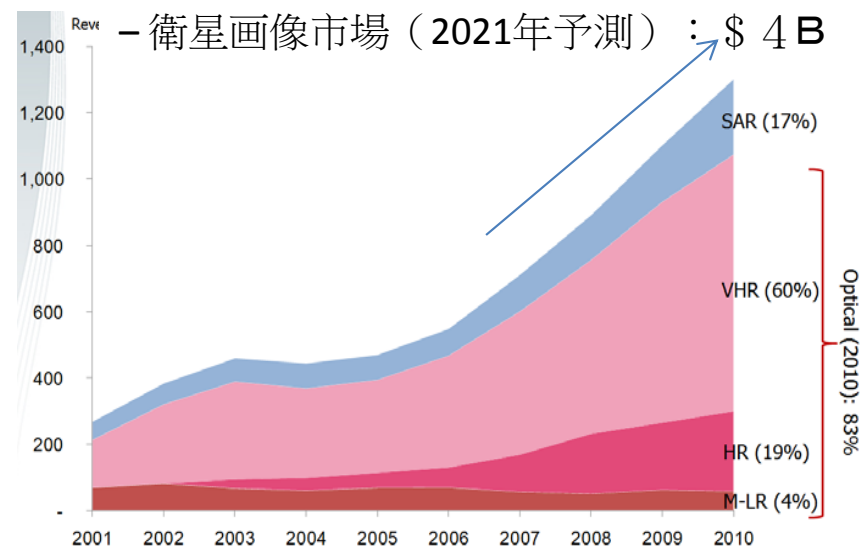
- 高性能の商業リモートセンシング衛星の出現により、高分解能の衛星データの入手が安価かつ容易となり、外交・安全保障上機微な情報が流布してしまうリスクが高まっている。
- 衛星データ配布事業の推進のために、外交・安全保障への配慮と事業者の予見可能性向上を同時達成するような制度的措置が必要になっている。

➡ リモートセンシング法等、民間事業者による衛星データ販売事業を支える制度整備に向けた検討が必要に

主な検討課題:

- 機微情報の扱い方(閾値の設定)
- 緊急時における政府のデータアクセス権(政府の優先利用権等)
- 画像データの標準化・メタデータの共通化・セキュリティ対策・保存期間
- 販売情報の記録・保存
- 規制手段の在り方 等

Euroconsult社による2012年調査結果
- 衛星画像市場 (2021年予測) : \$ 4 B



出典: Euroconsult, Satellite-Based Earth Observation, Market Prospect to 2020, 2011 Edition
出典: 日本スペースイメージング(株)作成資料